移動支援事業所「和歌山すみれ訪問介護ステーション」運営規程

（事業の目的）
第１条 「医療法人研医会田辺中央病院」が開設する「和歌山すみれ訪問介護ステーション」（以下「事業所」という。）が行う和歌山市地域生活支援事業における移動支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業の利用者に対し、適正な移動支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）
第２条 事業所は、利用者が地域における自立生活及び社会参加ができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、外出時における移動の介護の援助を行うものとする。
２ 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って移動支援を行うものとする。
３ 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）
第３条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名称　和歌山すみれ訪問介護ステーション
（２）所在地　和歌山市栗栖 6-18

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第４条 事業所における従業者等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
（１）管理者　１名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行う。
（２）従業者 ５名以上（うち常勤２名以上）
従業者は、移動支援に当たるものとする。

（開所日及び開所時間）
第５条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。
（１） 開所日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12 月 30 日から１月３日までを除く。
（２）開所時間 午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。

（利用者から受領する費用の額）
第６条 事業者は、移動支援を行った際には、利用者から当該利用者の負担上限額の範囲内における利用者負担額のほか、移動に係る交通費の実費の支払を受けられるものとする。
２ 事業者は、代理受領を行わない場合は、利用者から和歌山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例から算出される費用の

額の支払を受けられるものとする。
３　事業所は、前２項に定めた支払を受けたときは、当該費用に係る領収書の当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。
４　事業所は、前項までに定めた費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

（緊急時等における対応方法）
第７条 従業者は、移動支援を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

（事業の主たる対象とする障害種別）
第８条 事業の主たる対象とする障害種別は、次のとおりとする。
（１）身体障害者
（２）知的障害者
（３）精神障害者
（４）障害児
（５）難病患者等

（身体拘束等の禁止）
第９条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
（１）　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催と、その結果について、従業者への周知徹底
（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備
（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

（虐待防止に関する事項）
第１０条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）虐待防止に関する担当者の選定及び設置
（２）成年後見制度の利用支援
（３）苦情解決体制の整備
（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施
（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）設置
（６）委員会の定期的な開催と、その結果について従業者への周知徹底
（７）虐待の防止のための指針の整備

（８）当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合の速やかな市町村等への通報

（職場におけるハラスメントの防止）
第１１条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続の策定等）
第１２条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）
第１３条 事業者は、事業所内において感染症（又は食中毒）が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
①事業所内における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
②事業所内における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
③事業所内において、従業者に対し、感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１４条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員に周知徹底を図る。
（２）虐待の防止のための指針を整備する。
（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）
第１５条 事業所は、利用者に対して適切な移動支援を行うため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
（１）採用時研修 採用後１か月以内
（２）継続研修 年２回

２ 従業者等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３ 従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
４ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人田辺中央病院と事業所の管理者との協 議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年１１月　１日から施行する。
令和２年　５月　１日から施行する。
令和３年　３月　１日から施行する。
令和３年　６月　１日から施行する。
令和４年　６月　１日から施行する。
令和５年　１月　１日から施行する。
令和７年　３月　１日から施行する。
令和７年１０月　１日から施行する。
令和７年１１月　１日から施行する。